

各所属所長 様
(県費外の所属所)

公立学校共済組合島根支部長
(公印省略)

組合員及び被扶養者の個人番号の届出方法の変更について (通知)

組合員の資格取得時もしくは被扶養者の認定申告時における個人番号 (マイナンバー) の届出については、平成 30 年 1 月 22 日付け公立島根第 190 号にて通知しているところです。

このたび、地方公共団体情報システム機構 (以下、「機構」という。) から基本 4 情報 [氏名、生年月日、性別、住所] を用いてマイナンバーを収集する体制が整ったことから、令和 2 年 4 月 1 日以降、個人番号の届出方法を下記のとおり変更しますので、貴所属の組合員へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 マイナンバーの届出方法

従来の届出方法	新たな届出方法
組合員証又は被扶養者証の交付に併せ、組合員あて専用封筒による届出を依頼する。(過去に当支部にマイナンバーを届出ている者を除く。)	① 「資格取得届書」又は「被扶養者認定申告書」の提出のあった者について、過去に当支部の組合員期間等があり個人番号を収集済みである場合を除き、その個人番号を当支部が機構へ基本 4 情報をもとに提供を依頼する。 ② 基本 4 情報の不一致等により機構から個人番号の提供を受けることができない者は、当支部から組合員へ、専用封筒による個人番号の届出を依頼する。

2 新たな届出方法の開始時期

令和 2 年 4 月 1 日以降の組合員資格取得及び被扶養者認定申告分から。

公立学校共済組合島根支部
短期資格担当 TEL : 0852-22-5431